

次の表は、漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条第5項各号列記以外の部分及び同項第2号の規程により、漁港の保全上特に必要があると認める区域及び当該区域においてみだりに捨て、又は放置してはならない物件として指定された区域等を一覧表にまとめたものです。

(参考)

平成16年 4月30日 北海道告示第 485号(新規) 平成16年10月 1日施行
 平成19年 3月27日 北海道告示第1859号(変更) 平成19年 4月 1日施行
 平成20年 3月21日 北海道告示第1959号(変更) 平成20年 4月 1日施行

漁港名 (所在市町名)	指定区域	指定物件
落石(落石地区)漁港 (根室市)	北防波堤、東防波堤、北護岸東端北側角と北防波堤北端東側角を結ぶ直線、北防波堤南端東側角と東防波堤北端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舟
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	漁船以外の船舟
落石(浜松地区)漁港 (根室市)	北防波堤、北防波堤東端南側角と-2.5m物揚場南端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舟
昆布盛漁港 (根室市)	北防波堤、東防波堤突堤、東防波堤、北防波堤東端北側角と東防波堤突堤西端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舟
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	漁船以外の船舟
友知漁港 (根室市)	南防波堤、西防波堤、南防波堤北端東側角と西防波堤西端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舟
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	漁船以外の船舟
沖根婦漁港 (根室市)	南防波堤、西防波堤、南防波堤西端北側角と西防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舟
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	漁船以外の船舟
齒舞(齒舞地区)漁港 (根室市)	東防波堤、南防波堤、東防波堤南端西側角と南防波堤東端北側角を結ぶ直線、南防波堤西端南側角と船揚場東端北側角を結ぶ直線、西護岸 西端南側角と西護岸 東端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舟
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	漁船以外の船舟
齒舞(瑠璃環地区)漁港 (根室市)	北防波堤、東防波堤、北防波堤東端北側角と東防波堤北端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舟
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	漁船以外の船舟
齒舞(温根元地区)漁港 (根室市)	東防波堤、北防波堤、北防波堤、東防波堤、袖護岸東端北側角と東防波堤 北端西側角を結ぶ直線、東防波堤 北端東側角と北防波堤 西端南側角を結ぶ直線、船揚場 護岸東端東側角と船揚場 護岸東端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舟
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	漁船以外の船舟
トーサムボロ漁港 (根室市)	-3.0m岸壁南端東側角と船揚場南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舟
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	漁船以外の船舟
幌茂尻(幌茂尻地区)漁港 (根室市)	西防波堤、北防波堤、西防波堤北端西側角と北防波堤西端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	漁船以外の船舟
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	漁船以外の船舟
幌茂尻(温根沼地区)漁港 (根室市)	西防波堤、東防波堤、西防波堤北端西側角と東防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域並びに-3.0m岸壁96m地先のうち、別図に示す幅員10mの水域	漁船以外の船舟
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	漁船以外の船舟

漁港名 (所在市町名)	指定区域	指定物件
走古丹漁港 (別海町)	北防波堤、東防波堤、南防波堤、西防波堤、東防波堤西端北側角と南防波堤東端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	漁船以外の船舟 漁船以外の船舟
別海漁港 (別海町)	(新港) 西防波堤、北防波堤、第2東防波堤、南護岸、北防波堤南端西側角と東防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 (旧港) -1.0m物揚場、北護岸地先のうち、別図に示す幅員10mの水域 船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	漁船以外の船舟 漁船以外の船舟
床丹漁港 (別海町)	物揚場 80m、物揚場 50m及び船揚場20m地先のうち別図に示す幅員10mの水域 船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	漁船以外の船舟 漁船以外の船舟
尾岱沼漁港 (別海町)	北防波堤、東防波堤、南防波堤、西防波堤、北防波堤南端西側角と東防波堤南端北側角を結ぶ直線、東防波堤南端南側角と南防波堤北端西側角を結ぶ直線、南防波堤北端東側角と西防波堤北端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	漁船以外の船舟 漁船以外の船舟
標津漁港 (標津町)	北防波堤、東防波堤、第2北防波堤、第2東防波堤、南防波堤、北防波堤南端西側角と東防波堤東端東側角を結ぶ直線、第2北防波堤南端西側角と第2東防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 船揚場及び漁船保管施設用地及び漁船修理施設用地のうち、別図に示す陸域	漁船以外の船舟 漁船以外の船舟
薫別漁港 (標津町)	東防波堤、南防波堤、東防波堤南端西側角と南防波堤東端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	漁船以外の船舟 漁船以外の船舟
峯浜漁港 (羅臼町)	北防波堤、東防波堤、南防波堤、東防波堤南端西側角と南防波堤東端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	漁船以外の船舟 漁船以外の船舟
於粁麻布漁港 (羅臼町)	北防波堤、東防波堤、南防波堤、東防波堤南端西側角と南防波堤東端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	漁船以外の船舟 漁船以外の船舟
松法漁港 (羅臼町)	南防波堤、西防波堤、南防波堤南端西側角と西防波堤東端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	漁船以外の船舟 漁船以外の船舟
羅臼漁港 (羅臼町)	島防波堤、南島防波堤、西防波堤、南島防波堤南端西側角と西防波堤東端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 船揚場及び漁船保管施設用地及び野積場用地のうち、別図に示す陸域	漁船以外の船舟 漁船以外の船舟
オッカバケ漁港 (羅臼町)	北防波堤、東防波堤、南防波堤、東防波堤南端西側角と南防波堤東端南側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	漁船以外の船舟 漁船以外の船舟
知円別漁港 (羅臼町)	東防波堤、西防波堤、新南防波堤、東防波堤南端西側角と西防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	漁船以外の船舟 漁船以外の船舟
相泊漁港 (羅臼町)	東防波堤、南防波堤、西防波堤、南防波堤西端西側角と西防波堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域 船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	漁船以外の船舟 漁船以外の船舟

「別図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部、漁港所在地の市町村を所管する振興局及び漁港所在地の市町村に備え置いて縦覧に供する。